

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域災害のリスク

(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、当会が立地する地域において、浸水区分地域にはなっていないものの、河川浸食の恐れがある早期立ち退き避難が必要な区域に隣接している。地域内の一部河川に面している地域で最大3.0m以上(2階浸水)、住宅地域で0.5m～3.0m未満地域。市街地の商業地区および航空自衛隊芦屋基地周辺においては浸水予測無しとされている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、当町の主に東部地区において急傾斜地と土石流が生じるエリアがあり、特別警戒区域および警戒区域となっている。住宅密集地ではないものの要警戒地区。

(津波：ハザードマップ)

当町では、地震発生時における津波のハザードマップによると、海岸地区で2～5m未満を予測しており、木造家屋については全壊の予測である。地震発生時から津波到達の予測は、西山断層の影響による津波で到達まで30分、対馬海峡東の断層で119分としている。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、「超過確立の値」では、今後30年間に震度5弱以上の揺れに見舞われる確率が72.5%で発生すると言われている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- 商工業者等数 447人
- 小規模事業者数 372人（令和2年4月1日現在）
- 【内訳】 ※ 平成28年経済センサス

業 種		商工業者	小規模事業者数	備 考
商工業者	建設業	88	75	町内に広く分布している
	製造業	24	21	町内に広く分布している
	卸売業	12	11	町内に広く分布している
	小売業	93	77	商業地に一部集中している
	飲食・宿泊	91	78	飲食業は一部集中している
	サービス業	100	80	町内に広く分布している
	その他	39	30	
計		447	372	

(3) これまでの取組

1) 当町の取組（芦屋町）

- ・芦屋町地域防災計画の策定及び、防災マップの作成。
- ・防災備品の備蓄。
- ・防災行政無線の設置。
- ・自主防災組織の設置に向けた取り組みと同組織等による防災訓練。
- ・水防計画、配備体制の毎年の見直し。
- ・各種団体や法人との防災協定の締結。
- ・芦屋町新型コロナウイルス感染症対策 広報車による町内巡回。

2) 当会の取り組み

- ・消防計画の作成（平成29年4月24日）
- ・福岡県火災共済協同組合とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携した店舗型損害保険の推進。
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る小規模事業者への感染防止対策の支援。

II 課題

現状では、緊急時の取り組みについて消防計画の策定にとどまり、その計画も具体的な個々の役割や協力体制の重要性、認識に至っていない。また、地震、津波、洪水、緊急時に対応できる人材や人員も十分にいない。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生用品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
 - ・発災時における連絡体制及び情報収集体制を円滑に行うため当会、当町間における被害情報報告ルールを構築する。（事業者の安否確認、事業所被災状況、道路通行状況等）
 - ・発生後速やかな復興支援策が行えるよう、また、地域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ※その他・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

- (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）
- (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

「災害時における応急復旧業務に関する協定書」（平成25年9月26日）と本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、芦屋町ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険
- ・ 共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報誌や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染症の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、不確実な情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

令和3年度までに作成。

3) 関係団体等との連携

- ・ 当会が連携協定を結ぶ、福岡県火災共済共同組合やあいおいニッセイ同和損保へ依頼し、普及啓発セミナーや損害保険等の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、終息時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・ 芦屋町事業継続力強化支援会議を開催し、状況確認や改善点等について協議を行う。
（構成員：当会、当町 / 開催頻度：年1回）

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（震度５弱の地震）が生じたと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。
（訓練は必要に応じて実施する。）

＜2. 発災後の対策＞

- ・ 自然災害等の発生時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後８時間以内に職員の安否報告を行う。
（ＳＮＳ等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）
- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第３２条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当町とで、被害状況や被災規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤とする。但し、事務局長、上位職に予め指示を仰ぎ、十分な安全を確保した上で出勤する。また、携帯電話へのエリアメール、テレビ、ラジオ、インターネットと併せ、降雨状況や周辺の浸水状況により職員の安全確保を行う。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、１日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・ 地区内１０％程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内１％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・ 地区内１％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内０．１％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

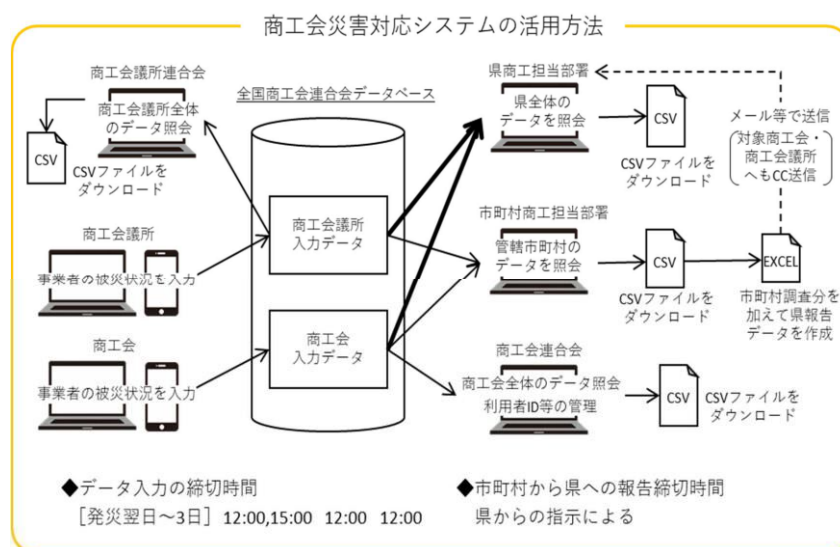
発災後～1週間	1日/2回	12:00・15:00
1週間～2週間	1日/1回	12:00
2週間～1カ月	1日/1回	12:00
1カ月以降	2日/1回	12:00

- ・当町で取りまとめた「芦屋町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜3. 発災時における連絡体制＞

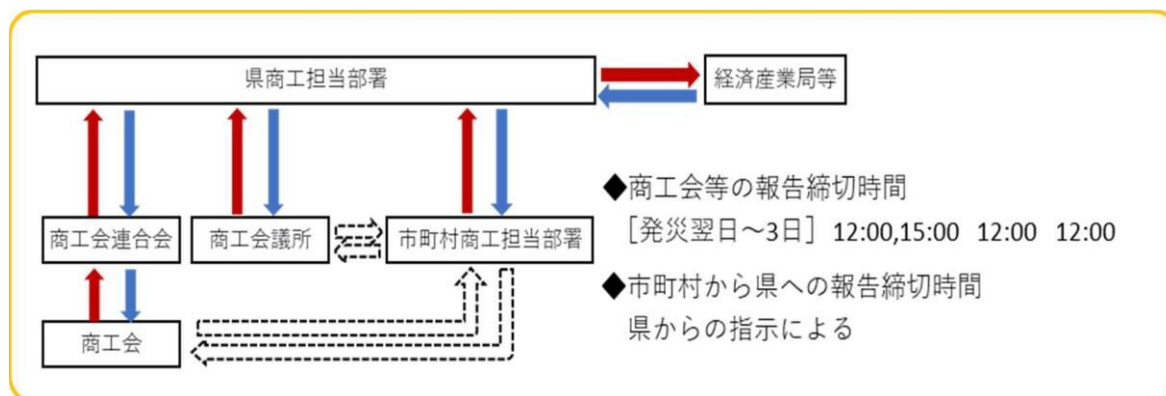
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容を行うことについて決める。
- ・当会と当町は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、県が指定する方法にて当会又は当町より県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当町より県へ報告する。
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、当町の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当町は県からの指示により報告する。

① システム利用可能時



② システム不具合発生時

- ・ 下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- ・ また、当会は被害状況を9. 様式集に規定する様式Ⅰに記載し、県の商工部担当部署へ報告する。

様式Ⅰ

福岡県中小企業振興経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keisishien@pref.fukuoka.lg.jp）】

令和○年○月○日の大雨による商工被害状況

提出日：令和○年○月○日

団体名： _____

記入担当者： _____

被害箇所				被害状況		区分 (商工部担当部署)
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容（建物、器具、材料、機械の被害など、分かつる範囲でできる限り詳しく記載してください）
記入例	○○市○○町○○丁目	—	△△△製材所	製造業	約10万円	工場内が浸水。旋盤機2台が利用できない状況。
	△△市△△町△△番地	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約140万円	店舗前の電柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約7割が被害。
1						
2						
3						

※前日までの被害箇所は削除せずに、前後関係を記載してください。 ※関係が足りない場合はコピーしてご利用ください。
※既に被害箇所を記入している被害箇所につきましても、その後の調査や被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて被害箇所を記入します。

＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・ 相談窓口の開設方法について、当町と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・ 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福岡県へ報告する。

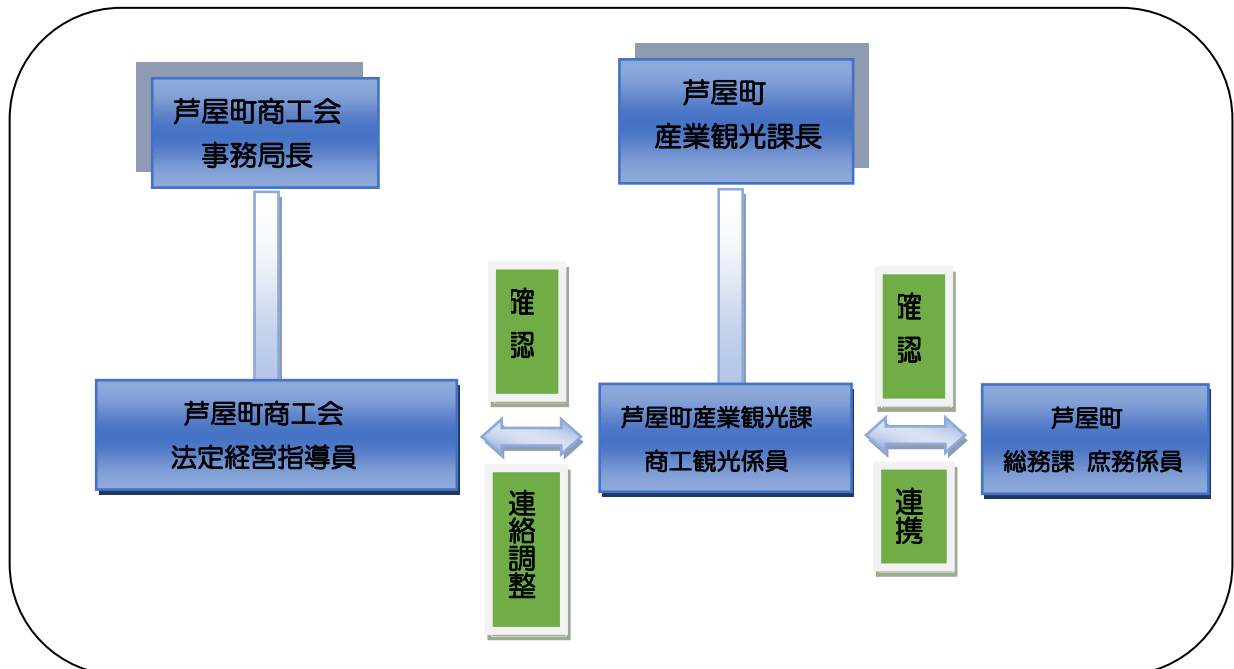
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 5 年 6 月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ① 当該経営指導員の氏名、連絡先
経営指導員 武谷晋平（連絡先は後述（3）①参照）
- ② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）
 - ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
 - ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1 年に 1 回以上）

(3) 商工会、関係市町村連絡先

- ① 芦屋町商工会 企業支援係
〒807-0113 福岡県遠賀郡芦屋町中ノ浜 9-52
TEL 093-222-2111 FAX 093-222-1201 E メール ashiya@shokokai.ne.jp
- ② 関係市町村
芦屋町役場 産業観光課 商工観光係
〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町 2-20
TEL 093-223-3542 FAX 093-223-3927 E メール kanko@town.ashiya.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
専門家謝金	200	200	200	200	200
" 旅費	50	50	50	50	50
チラシ作成	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、芦屋町補助金、福岡県補助金、事業収入、等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
・ 福岡県火災共済協同組合 〒812-0046 福岡県福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センター 8 階 理事長：花田 稔之 電話番号：092-622-8071 ・ あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福岡支店 〒812-0018 福岡県福岡市博多区住吉2-9-2 支店長：小島 信一 電話番号：092-282-6534
連携して実施する事業の内容
①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・ 芦屋町ハザードマップおよび総合災害マニュアルの活用 ・ 損害保険の見直し相談の実施 ②BCP策定 ・ BCP計画の策定支援 ③「地震危険保障特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等に対する周知・PR ・ 各種損害保険及び共済の市内事業者への巡回訪問同行実施 ④巡回同行募集の強化 ・ 商工会は、損害保険会社等との地域内事業者への巡回訪問同行実施 ⑤リスク診断への協力 ・ 地域内事業者の状況を踏まえ、自社リスク診断を実施する際の協力、支援 ⑥会議、セミナー、相談会での説明 ・ 会議時等での連携損害保険会社等による保険の説明を実施 ・ 商工会、商工会議所と連携損害保険会社等との共催による普及啓発セミナー、相談会における保険商品説明の実施
連携して事業を実施する者の役割
福岡県火災共済協同組合 ・ 「地震危険保障特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等に対する周知、PR ・ リスク診断への協力 ・ 会議、セミナー、相談会での説明 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福岡支店 ・ 各種セミナーの開催（BCP作成方法、リスクファイナンスの考え方、災害保険説明等） ・ BCP策定により、発災時の初動・応急措置等の重要性について認識と周知を図る ・ BCP計画の雛型等の提供

連携体制図等

